

平成 31 (2019) 年 4 月 18 日

長野県茅野市

独立行政法人都市再生機構

東日本都市再生本部

茅野市とUR都市機構が 「茅野駅周辺まちづくりの推進に向けた協定書」 を締結しました

茅野市と独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）は、茅野市における茅野駅周辺のまちづくりを円滑に推進することを目的として、平成 31 年 4 月 17 日（水）に相互に連携する協定を締結しましたのでお知らせいたします。

これは、平成 30 年 5 月 18 日に長野県とUR都市機構が締結した「まちづくり支援に係る包括連携に関する協定書」に基づくもので、この包括連携協定に基づく特定の自治体との協定締結としては、初めての事例となります。（別添協定書参照）



写真左より

は せ が わ と も ひ ろ
長 谷 川 朋 弘
や な ぎ だ い ら ち よ か ず
柳 平 千 代 一
た な か の ぶ か ず
田 中 伸 和

長野県建設部長

茅野市長

UR 都市機構

東日本都市再生本部長

（お問い合わせ先）

茅野市

都市建設部都市計画課 （電話）0266-72-2101（内線 534）

UR都市機構

東日本都市再生本部 まちづくり支援部まちづくり支援課
（電話）03-5323-0509

東日本都市再生本部 総務部総務課
（電話）03-5323-0087

※長野県との包括連携協定の記事はこちら

https://www.ur-net.go.jp/news/lrmhph0000009hs8-att/ur2018_press_0518_nagano_kyoutei.pdf

別添

茅野駅周辺まちづくりの推進に向けた協定書

茅 野 市

独立行政法人都市再生機構

茅野駅周辺まちづくりの推進に向けた協定書

茅野市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、平成30年5月18日に長野県と乙との間で締結された「まちづくり支援に係る包括連携に関する協定」（以下「包括連携協定」という。）に基づき、茅野市における茅野駅周辺まちづくりを円滑に推進するため、長野県を立会人とし、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、茅野市における茅野駅周辺まちづくりについて、甲乙相互に連携して推進することを目的とする。

（役割分担等）

第2条 本協定の目的を達成するため、甲と乙は、それぞれ、以下の事項に定める役割を担うものとする。

- （1） 甲は、まちづくりに係る現状分析、課題提起等を行い、必要に応じて乙と相互に連携・協力を図りながら主体的に施策を推進する。
- （2） 乙は、甲の要請に応じ、自らの持つ知見やまちづくり専門家ネットワークを活用し、まちづくりに係る施策の方針の立案・推進に関する支援及び必要な提案・助言等を行う。
- （3） 乙は、甲への支援を通じて、地方都市における将来的な駅周辺のまちづくり支援に関する知見を得ることとし、甲は、これに必要な情報提供等の協力を行うものとする。

（連携・協力事項）

第3条 本協定の目的を達成するため、甲と乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- （1） 茅野駅周辺の将来的なまちづくり構想検討に関すること。
- （2） 茅野駅西口駅前広場のリニューアルの検討に関すること。
- （3） 茅野駅周辺における官民連携によるまちづくりの検討に関すること。

（連携体制）

第4条 甲と乙は、前条に定める事項を円滑に推進するため、必要な体制の確保及び情報の共有を行うものとする。

(機密保持)

第5条 甲と乙は、本協定の履行に関して知り得た情報を、法令等に基づく場合を除き、相手方の承諾を得ずに第三者に開示し、又は使用してはならない。本協定の有効期間満了後においても、また同様とする。

(有効期間)

第6条 本協定は、締結の日から発効し、甲と乙が本協定の終了について合意した場合、又は、包括連携協定が失効した場合に、失効するものとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙立会人記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年4月17日

甲 長野県茅野市塚原二丁目6番1号
茅野市長 柳平 千代一

乙 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー13階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 田中 伸和

立会人 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県建設部長 長谷川 朋弘